

小牧市職員旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 2 4 号

小牧市職員旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市職員旅費支給条例施行規則（昭和40年小牧市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	宿泊費（1夜につき）	
	市長等	その他の職員
	円	円
北海道	20,000	15,000
青森県	16,000	12,000
岩手県	13,000	10,000
宮城県	16,000	12,000
秋田県	14,000	11,000
山形県	13,000	10,000
福島県	12,000	9,000
茨城県	14,000	11,000
栃木県	14,000	11,000
群馬県	16,000	12,000
埼玉県	21,000	16,000
千葉県	22,000	17,000
東京都	27,000	21,000
神奈川県	21,000	16,000
新潟県	21,000	16,000
富山県	14,000	11,000
石川県	13,000	10,000
福井県	13,000	10,000
山梨県	17,000	13,000
長野県	17,000	13,000
岐阜県	17,000	13,000
静岡県	16,000	12,000
愛知県	16,000	12,000

三重県	16,000	12,000
滋賀県	14,000	11,000
京都府	26,000	20,000
大阪府	21,000	16,000
兵庫県	22,000	17,000
奈良県	16,000	12,000
和歌山県	14,000	11,000
鳥取県	12,000	9,000
島根県	16,000	12,000
岡山県	18,000	14,000
広島県	18,000	14,000
山口県	12,000	9,000
徳島県	13,000	10,000
香川県	20,000	15,000
愛媛県	16,000	12,000
高知県	16,000	12,000
福岡県	22,000	17,000
佐賀県	14,000	11,000
長崎県	17,000	13,000
熊本県	18,000	14,000
大分県	14,000	11,000
宮崎県	14,000	11,000
鹿児島県	14,000	11,000
沖縄県	16,000	12,000

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市職員旅費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。